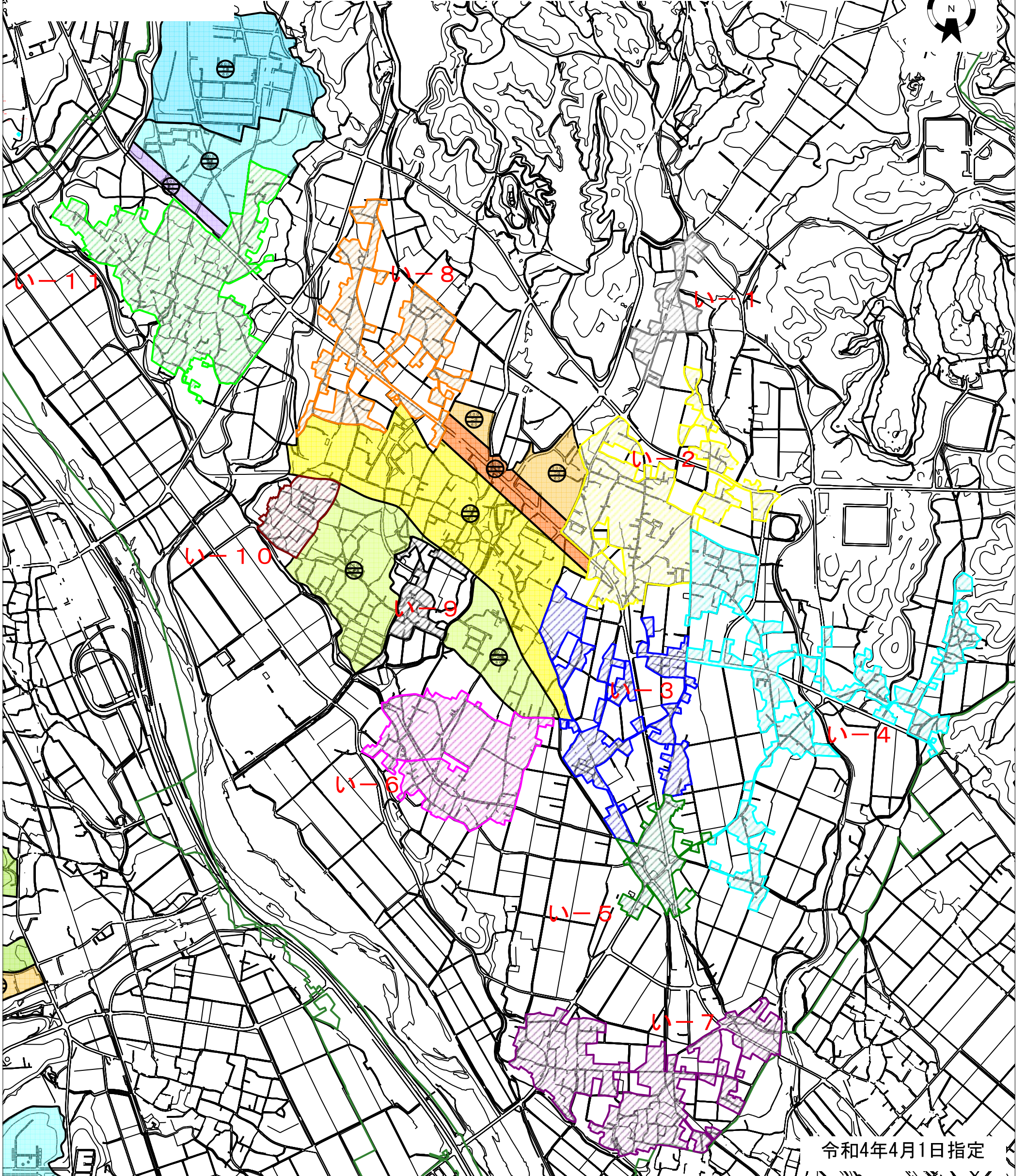


区域位置図 (いなべ市；都市計画第34条第11号に基づく指定区域)



令和4年4月1日指定

ただし、区域に含まれている土地であっても、次の区域に該当する土地については、区域指定の適用外とします。

- ・建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- ・地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
- ・特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
- ・水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ・農地法第4条第6項第1号口の農地の区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域



1/15000